

総発 0101 第 1 号
令和 8 年 1 月 1 日

内部部局の長

殿

地方支分部局の長

大臣官房総務課長
(公印省略)

「厚生労働省文書決裁規程第 4 条に基づく専決事項について」の一部改正について

厚生労働省文書決裁規程（平成 13 年厚生労働省訓第 20 号）第 4 条の規定に基づき、
「厚生労働省文書決裁規程第 4 条に基づく専決事項について」（令和 6 年 5 月 27 日付け
総発 0527 第 1 号）の別表の一部を別添のとおり改正する。